

NACCS業務資料 【関税等修正申告】



輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

2025年10月更新

● 関税等修正申告業務について

- 修正申告業務とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P2
- 修正申告業務の留意事項①・・・・・・・・・・・・ P3
- 修正申告業務の留意事項②・・・・・・・・・・・・ P4
- 修正申告業務フロー・・・・・・・・・・・・・・ P5
- DLI02業務からAMB業務で補完する項目①・・・・・・・・ P6
- DLI02業務からAMB業務で補完する項目②・・・・・・・・ P7
- 当初輸入申告情報呼出し(修正申告) (DLI02) ・・・・ P8
- 修正申告事項呼出し (AMB) ・・・・・・・・・・・・ P9
- 修正申告事項登録 (AMA) ①・・・・・・・・・・・・ P10
- 修正申告事項登録 (AMA) ②・・・・・・・・・・・・ P11
- 修正申告 (AMC) ・・・・・・・・・・・・・・ P12
- 修正申告照会 (IAD) ・・・・・・・・・・・・ P14
- 修正申告の事例①・・・・・・・・・・・・ P15
- 修正申告の事例②・・・・・・・・・・・・ P16

■ 修正申告とは…

過少に税額申告をしたために、納付すべき税額に**不足額がある場合**や**納付すべき税額**があることが事後的に判明した場合に、税関長に対し追加の納税申告を行うことです。修正申告は、税関長の更正※があるまで行うことができます。

※更正とは納税申告された税額等の計算が関税に関する法律の規定に従っていなかったとき、その他当該税額等が調査したところと異なるときに、税額等を変更する税関長の処分のことです。税関から当該更正に係わる課税標準、納付すべき税額、その他政令で定める事項を記載した更正通知書が送達されます。

■ 修正申告業務とは…

修正申告を行うための業務です。

- ・ AMA（修正申告事項登録）
- ・ AMB（修正申告事項呼出し）
- ・ AMC（修正申告）

■ 当初輸入申告情報を利用して修正申告を行うことも可能です。

当初申告をNACCSを利用して行った場合は、当初輸入申告情報呼出し（修正申告）（DLI02）業務を利用することで、当初の輸入申告情報を利用して修正申告を行うことも出来ます。

当初輸入申告情報呼出し（修正申告）（DLI02）業務を行うことによって呼出し可能な当初申告の情報は1申告となります。（2申告目からは手入力になります。）

複数の当初申告をまとめて修正申告手続を行う場合は、繰返し部を利用することで、99欄分までを1申告で行うことができます。なお、内国消費税等は6科目まで登録が可能です。業務を行う際には次の事項にご注意願います。

① • 当初申告の納税義務者が全て同一であること。

② • 当初申告の輸入許可年月日又は輸入（引取）許可年月日が同一会計年度に属すること。

③ • 当初申告の輸入許可時（決定の場合は「引取」）の地方消費税の納税地が同一の都道府県であること。

④ • 当初申告の申告先税関官署（決定の場合は決定をした税関官署）が同一であること。

⑤ • 当初申告として、輸入申告、更正又は決定と特例申告が混在しないこと。

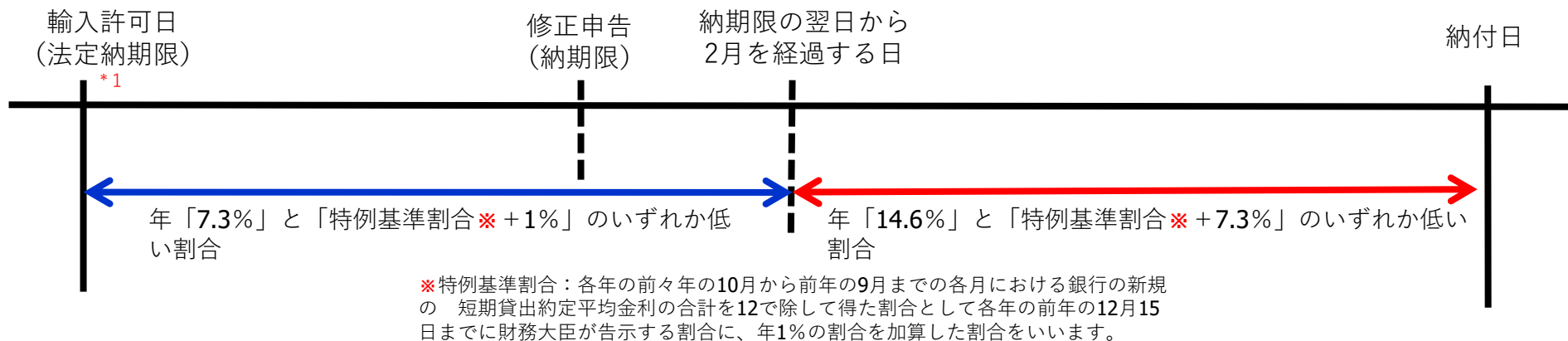
※ • 受入科目毎の修正申告後の税額の合計が、修正申告前の税額の合計と同額か増額していること。
• 修正申告後の税額の合計が、修正申告前の税額の合計より増額していること。

修正申告業務の留意事項②

当初輸入許可日（法定納期限）^{*1}から修正申告を行い、追加の税額等を納付する日までの間、延滞税が掛かります。延滞税は日数経過ごとに増えていきます。ただし輸入許可日の翌日から1年を経過すると、それ以上延滞税の金額が増えることはありません^{*2}。

^{*1} 関税法第12条第9項1～6号を除く

^{*2} 重加算税の場合等で、特例規定の適用のない場合を除く



延滞税の金額は、「延滞税額計算照会（ICD）」業務で照会することが可能です。

修正申告（特例修正申告を含む。）に係る延滞税計算照会で、関税法第12条第7項による延滞税期間計算の特例規定を適用する場合は、「S」を入力します。

延滞税控除識別	☐	延滞税率識別	☐
法定納期限*	__/_	納期限*	__/_
本税額*		納付日*	__/_



DLI02業務からAMB業務で補完する項目①

項番	補完	項目名
1		修正申告番号
2		あて先官署コード
3		あて先部門コード
4	○	都道府県コード
5	○	申告者コード
6	○	申告者名
7	○	申告者郵便番号
8	○	申告者住所 1（都道府県）
9	○	申告者住所 2（市区町村（行政区名））
10	○	申告者住所 3（町域名・番地）
11	○	申告者住所 4（ビル名ほか）
12	○	申告者電話番号
13	○	税関事務管理人コード
14	○	税関事務管理人受理番号

項番	補完	項目名
15	○	税関事務管理人名
16	○	輸入取引者コード
17	○	輸入取引者名
18		修正申告理由コード
19		会計検査院提出対象識別
20		国税通則法条項符号
21		納付方法識別
22		口座番号
23		修正申告予定年月日
24		社内整理用番号
25		記事
26	○	輸入申告番号
27	○	輸入申告年月日
28	○	輸入許可年月日
29		特例申告期限日

DLI02業務からAMB業務で補完する項目②

項番	補完	項目名
30	○	品名
31	○	関税修正申告前課税標準額
32	○	関税修正申告前課税標準数量
33	○	関税修正申告前課税標準数量単位コード
34	○	関税修正申告前品目番号
35	○	関税修正申告前税率
36	○	関税修正申告前税額
37		関税修正申告後課税標準額
38		関税修正申告後課税標準数量
39		関税修正申告後課税標準数量単位コード
40		関税修正申告後品目番号
41		関税修正申告後税率
42		関税修正申告後税額
43	○	内国消費税等修正申告前課税標準額
44	○	内国消費税等修正申告前課税標準数量

項番	補完	項目名
45	○	内国消費税等修正申告前課税標準数量単位コード
46	○	内国消費税等修正申告前種別コード
47	○	内国消費税等修正申告前税率
48	○	内国消費税等修正申告前税額
49		内国消費税等修正申告後課税標準額
50		内国消費税等修正申告後課税標準数量
51		内国消費税等修正申告後課税標準数量単位コード
52		内国消費税等修正申告後種別コード
53		内国消費税等修正申告後税率
54		内国消費税等修正申告後税額

当初輸入申告情報呼出し(修正申告) (DLI02)

入力者：通関業

修正申告を行う当初申告番号等を入力して、申告情報の呼出し依頼を行います
(任意業務であり、直接AMA業務を行うことも可能)。

当初申告を実施した利用者以外で、修正申告用に当初申告を呼出す場合は、**当初申告を実施した利用者コード**を入力する。

処理区分コード*	
受理番号	
処理ステータス	☐ W:未処理 ☐ R:処理中 ☐ H:保留中
削除フラグ	☐
当初申告	
申告等番号	
許可等年月日	
申告者	
B/L番号/AWB番号	

9：登録
5：変更
3：呼出し
1：削除

9：登録の場合、入力不可

当初申告等番号は、
1桁目：「0」以外の数字
2桁目：「0」又は「1」
3～11桁目：数字であること

当初申告を実施した利用者以外で修正申告用に当初申告を呼出す場合に以下の通り入力する。

- ①当初申告が海上の場合、申告に紐づく繰り返し1回目のB/L番号を入力する。
- ②当初申告が航空の場合、申告に紐づくAWB (HAWB) 番号を入力する。

【処理区分コード*について】

通常は「9：登録」で、過去に輸入申告した情報の呼出し依頼を行います。

「3：呼出し」は、「9：登録」した後に払い出される受理番号を入力して送信し、その後に呼出された画面から、「5：変更」や「1：削除」を行うためにあるものです。

呼出し依頼の「呼出し」と、「3：呼出し」とを混同しないようご注意ください。

修正申告番号

当初申告情報呼出し処理が終了した場合に出力される、随時処理結果通知情報より「呼出し用修正申告番号」欄の番号を入力します。

修正申告事項呼出し (AMB)

入力者：通関業

「修正申告事項登録(AMA)」業務によりNACCSに登録した情報を呼出します。
また「当初輸入申告情報呼出し(修正申告)(DLI02)」業務により払い出された修正申告番号を入力することにより、当初申告情報呼出し処理の終了後に当初申告情報を呼出す事もできます。

システム識別 海上

入力情報特定番号

添付ファイル

ファイル名	サイズ
-------	-----

入力項目ガイド

修正申告番号＊ 11308096800

修正申告番号

当初申告情報呼出し処理が終了した場合に出力される、随時処理結果通知情報より「呼出し用修正申告番号」欄の番号を入力します。

DLI02業務の応答画面左下の「業務固有情報」欄に表示されている番号を入力します。

修正申告番号＊ 11308096800

修正申告事項登録 (AMA) ①

「修正申告(AMC)」業務に先立ち、修正申告事項を登録します。登録した情報はAMC業務を行うまで訂正することができます。本業務は税関の開庁時間に係わらず行う事ができます。

入力者：通関業

口座番号は、「リアルタイム口座」を入力します。

初期登録の場合、自動付与されます。
入力不要です。
修正申告事項登録の訂正の場合は、
必須入力です。

納税義務者の法人番号または輸出入者コードの先頭13桁または8桁を入力します。末尾4桁は「0000」が補完されます。
無符号申告者の場合、入力不要です。

理由	コード
税関の事後調査の結果	1
課税標準及び税額の誤り	2
添付書類の記載内容の誤植に伴う課税標準等の誤り	3
税表分類の誤り	4
その他の理由	5
原産地事後確認の結果	6

区分	内容	コード
国税通則法 第 19 条第 1 項	更正又は決定以外に 係る修正申告の場合	1
国税通則法 第 19 条第 2 項	更正又は決定に係る 修正申告の場合	2

通関業者等が必要とする事項（書類作成者、関係書類の整理番号等）を入力する。
（漢字及びかなも可）

区分	コード
マルチペイメント (MPN)	M
直納	入力無し
リアルタイム口座	R

申込番号

あて先官番※ あて先部門※ 都道府県※

申告者

住所

電話

税関事務代理人 受理番号

輸入取引者

申告理由※ 会計検査 国税通知法 納付方法 □定番号

予定年月日

社内整理用番号

記事

/ 99 |

輸入申告番号 申告年月日 許可年月日 特例申告期限日

品名※

関税

課税標準額	課税標準数量	単位	品目番号	税率	税額
¥					¥
¥					¥

(上)係

内国消費税

課税標準額	課税標準数量	単位	種別	税率	税額
(1) ¥					¥
¥					¥
(2) ¥					¥
¥					¥
(3) ¥					¥
¥					¥
(4) ¥					¥
¥					¥
(5) ¥					¥
¥					¥
(6) ¥					¥
¥					¥

(下)係

(下)修正後

- ・地方消費税
- ・不当廉売関税
- ・緊急関税
- ・報復関税
- ・相殺関税及び対抗関税を含む

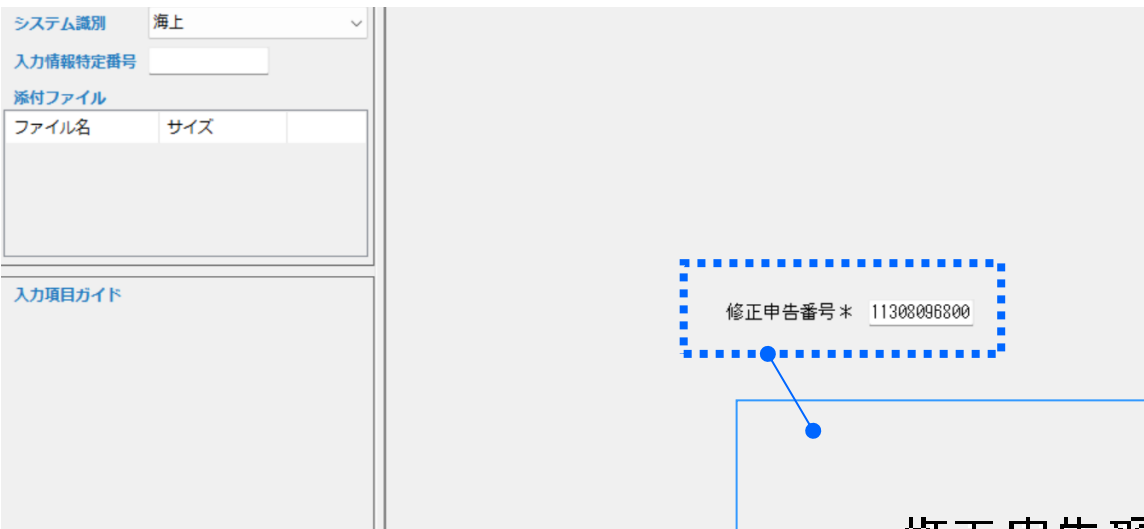
修正申告入力控情報
出力コード：AAD4691

入力者：通関業

「修正申告事項登録(AMA)」業務で登録した情報を使用し、修正申告を行います。
なお、本業務は税関の一般執務時間内のみ行うことができます。（開庁時間外はできません。）



修正申告前に、一度AMBで呼び出し→AMAを送信して最新の情報にしてから、修正申告を行います。
（延滞税が発生している場合、修正申告日の延滞税額を反映させるため）



システム識別 海上

入力情報特定番号

添付ファイル

ファイル名	サイズ
-------	-----

入力項目ガイド

修正申告番号＊ 11308096800

修正申告について

通関業者が修正申告を行う場合は、通関士が申告内容を審査し、修正申告を行います。



修正申告事項登録により払い出された修正申告番号を入力します。

修正申告番号＊ 11308096800

訂正・取消し

修正申告(AMC)の送信後は、NACCSを利用して当該内容を訂正・取消しをすることができません。訂正が必要となった場合、又は取消しを行う場合は、税関（通関担当部門）に相談のうえ訂正・取消しの手続を行います。なお、訂正・取消し可能な期間については、関税等の納付前までとなります。

関税修正申告控

[illegible][illegible]

修正申告（入力）控で「F 消費税」、「A 地方消費税」の表記は、それぞれ一番最後の欄にのみ表示されます。

NACCSに登録されている修正申告情報を照会します。

入力者：通関業

システム識別 海上

入力情報特定番号

添付ファイル

ファイル名	サイズ

入力項目ガイド

修正申告番号＊ 11308096800

照会を行う、修正申告番号を入力します。

修正申告番号＊ 11308096800

照会結果



修正申告照会情報

ファイル(F) 表示(V)

共通部 繰返部

あて先税関 提出先 都道府県 申告年月日 申告番号

申告者 住所

電話

税関事務管理人

輸入取引者

代理人

申告理由 ☐ 会計検査 ☐ 国税通則法 ☐ 納付方法 ☐ 構成枚数 ☐ 枚 ☐ 申告額数 ☐ 欄

口座番号

社内整理用番号

記事

事項登録年月日 申告者 (入力)

手作業移行年月日 輸入取引者 (入力)

受入科目

関税	増加税額合計	延滞税額合計

修正申告照会情報

ファイル(F) 表示(V)

共通部 繰返部

< 欄 >

修正申告前 修正申告後 (増加税額)

欄	修正申告前	修正申告後	(増加税額)
輸入申告番号			
申告年月日			
許可年月日			
特例申告期限日			
品名			
課税標準額			
課税標準数量			
品目番号			
税率			
税額			
課税標準額			
課税標準数量			
種別・税率			
税額			
課税標準額			
課税標準数量			
種別・税率			
税額			
課税標準額			
課税標準数量			
種別・税率			
税額			

■ 欄の減少の場合における入力方法

当初の申告で複数欄に分割されたものについて、1欄に統合をする場合。

【事例】 本来1欄で申告すべきところを、品目分類を誤って2欄で申告してしまい、関税額を過少に納付して許可となった場合。

[申告貨物] ① 課税標準額： 100,000 円 数量： 50 ペア 品目番号： 6403. 99-021_E
 ② 課税標準額： 50,000 円 数量： 25 ペア 品目番号： 6403. 99-011_E

[修正前] 1 欄目 (修正前)

課税標準額	課税標準数量	単位	品目番号	税率	税額
100,000 円	50	PR	6403. 99-021_E	30%	30,000 円

2 欄目 (修正前)

課税標準額	課税標準数量	単位	品目番号	税率	税額
50,000 円	25	PR	6403. 99-011_E	27%	13,500 円

[輸入許可後]

②の品目番号が 6403. 99-011_E でなく、 6403. 99-021_E であることが判明した。

本来は 1 欄目と同じ品目番号であるので欄統合する。

関税額を過少に納付して許可となっているので修正申告する。

※分割後にできる欄の修正前は、単位以外に「0」（ゼロ）を入力し、単位を「」（スペース）とする。

【回答】 入力は以下の通りになります。

	課税標準額	課税標準数量	単位	品目番号	税率	税額
(1欄目) 修正前 ¥	100000	50	PR	640399021E	30%	¥ 30000
修正後 ¥	150000	75	PR			¥ 45000
(2欄目)	50000	25	PR	640399011E	27%	¥ 13500
	0	0		0	0	¥ 0

■ 欄の分割の場合における入力方法

当初の申告で1欄であったものについて、複数欄に分割をする場合。

【事例】本来2欄で申告すべきところを、品目分類を誤って1欄で申告してしまい、関税額を過少に納付して許可となった場合。

[申告貨物] ① 課税標準額： 400,000 円 数量： 200 KG 品目番号： 7415. 33-000_5
 ② 課税標準額： 600,000 円 数量： 300 KG 品目番号： 7415. 33-000_5
 品目番号が同じであるため、②を①に欄統合し、輸入申告した。

[修正前] 1 欄目 (修正前)

課税標準額	課税標準数量	単位	品目番号	税率	税額
400,000 円 + 600,000 円 = 1,000,000 円	200 + 300 = 500	KG	7415. 33-000_5	FREE	0 円

[輸入許可後]

②の品目番号が 7415. 33-000_5 でなく、 7318. 15-090_6 であることが判明した。分割となるので2 欄目をつくる。
 関税額を過少に納付して許可となっているので修正申告する。

2 欄目 (修正前) ※

課税標準額	課税標準数量	単位	品目番号	税率	税額
0 円	0		0	0	0

※分割後にできる欄の修正前は、単位以外に「0」 (ゼロ) を入力し、単位を「 」 (スペース) とする。

【回答】 入力は以下の通りになります。

		課税標準額	課税標準数量	単位	品目番号	税率	税額
(1欄目)	修正前 ¥	1000000	500	KG	7415330005	FREE	¥ 0
	修正後 ¥	400000	200	KG			¥
(2欄目)		0	0		0	0	¥ 0
		600000	300	KG	7318150906	2.8 %	¥ 16800